

資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1．土砂・・・・・・・・・・1,000m <sup>3</sup> 以上 2．砕石・・・・・・・・・・500t以上 3．加熱アスファルト混合物・・200t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1．土砂・・・・・・・・・・1,000m <sup>3</sup> 以上 2．コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 } 合計 建設発生木材 } 200t以上

建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせて回答してください。

資源有効利用促進法に基づく省令、通達

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（H3建設省令第19号）において、建設工事業業者は再生資源の利用を原則とし、一定規模以上の建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけています（第8条）。

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号）において、建設工事業業者は指定副産物に係る再生資源の利用の促進を原則とし、一定規模以上の指定副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけています（第7条）。

また、「再生資源の利用の促進に関する法律の施行について」（平成3年10月25日付け通達、建設省経建発第224号（建設経済局長から建設業者団体の長あて）及び、建設省経建発第225号（建設経済局建設課長から建設業者団体の長あて））により、再生資源利用〔促進〕計画の作成の周知徹底の依頼及び計画書の様式（参考）の指示を行っています。